

平成29年度第3回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：平成30年3月15日（木）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 8階 第1号会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	挨拶	3
3	議事事項	3
	(1) 宮の沢中央地区景観まちづくり指針（素案）について	
	(2) 景観整備機構について	
	(3) 活用促進景観資源の運用方針（案）と周知方策（案）について	
4	報告事項	28
	(1) 景観プレ・アドバイスの実施について	
	(2) 篠路駅周辺地区における都市計画の決定・変更について	
5	閉会	39

平成29年度第3回札幌市景観審議会

- 1 日 時 平成30年3月15日（木）9時30分開会
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室
- 3 出席者 委 員：西山徳明会長はじめ15名（巻末参照）
札幌市：まちづくり政策局都市計画部長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
まちづくり政策局都市計画部地域まちづくり担当係長
まちづくり政策局都市計画部事業推進課長
まちづくり政策局都市計画部事業推進課計画調整担当係長
- 4 議事事項
 - (1) 宮の沢中央地区景観まちづくり指針（素案）について
 - (2) 景観整備機構について
 - (3) 活用促進景観資源の運用方針（案）と周知方策（案）について
- 5 報告事項
 - (1) 景観プレ・アドバイスの実施について
 - (2) 篠路駅周辺地区における都市計画の決定・変更について

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、委員15名全員がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから平成29年度第3回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。

議事に入るまでの進行役をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、配付資料1「会議次第」、配付資料2「札幌市景観審議会委員名簿」、配付資料3「座席表」、説明資料1-1「宮の沢中央地区景観まちづくり指針（素案）」、説明資料1-2「アンケート実施結果」、説明資料1-3「ニューズレター」、説明資料2「景観整備機構について」、説明資料3-1「活用促進景観資源の運用方針（案）と周知方策（案）について」、説明資料3-2「活用促進景観資源の登録について」、報告資料1「都市計画審議会の資料からの抜粋」、以上ですが、不足のものなどはございませんか。

それでは、この後、議事事項に入りましたら、場内の写真撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、西山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議事事項

○西山会長 皆さん、おはようございます。

本日も全員出席ということで、会長を務める者としてもうれしく存じます。また、本日は、本年度最後の審議会ということで、結構盛りだくさんの内容になっておりますので、てきぱきと、しかし慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、記録の関係で、マイクを使って発言していただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事事項に入ります。

1点目は、宮の沢中央地区景観まちづくり指針（素案）についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（地域まちづくり担当係長） 地域まちづくり担当係長の伊藤と申します。

私から、議事事項1「宮の沢中央地区景観まちづくり指針（素案）について」説明させていただきます。

景観まちづくり指針は、札幌市景観条例第42条の4に規定される一定の地域ごとに地

域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針です。

これまで、市電沿線であるロープウェイ入口電停周辺地区、西15丁目電停周辺地区と定山溪地区の3地区で策定してまいりました。

景観条例では、市長が景観まちづくり指針を策定する際には事前に景観審議会に意見聴取を行うこととなっております。このたび、宮の沢中央地区において指針（素案）を取りまとめましたので、条例に基づく意見聴取は次回の審議会で行いたいと考えておりまして、本日は事前に内容を委員の皆さんにご説明したいと思っております。

それでは、資料1-1でご説明しますので、表紙をおめくりください。

目次の構成としましては、1. 目的と位置付け、2. 対象区域、3. 目標・方針、4. 地域の魅力を維持、向上させるためのルール（景観形成の基準）、5. 届出の手続き、6. みんなで取り組む景観まちづくり活動となっております。

これは、既に策定済みの3地区と同様の構成としています。

それでは、1枚おめくりいただいて、順番が逆になりますが、まず先に、右側のページで対象の区域をご説明したいと思っております。

対象区域は、単位町内会である宮の沢中央町内会の区域で、地下鉄宮の沢駅やJR発寒駅がほど近い位置にある交通利便性のよい地区です。

宮の沢駅に近いエリアは、高層マンションなどの大きな建物が建ち並んでいまして、地域の右側にあるJR線に近いエリアや反対側の北5条・手稲通の沿道などには大きな店舗や工場が建ち並んでいて、それ以外のエリアについては、主に戸建て住宅などが建ち並んでいる区域になっています。

左側の2ページごらんください。

策定までの経緯ですが、私どもは、平成28年8月から、住宅地におけるモデル地区として、宮の沢中央地区において、住みよいまちに向けた活動やルールについて意見交換などを重ねてきました。

平成29年11月には、地区内にお住まいの方、事業者、土地をお持ちの方を対象にアンケートを実施しまして、ご意見をお聞きしました。

さらに、3番目の白抜きのところになりますが、アンケートの結果を反映させた指針素案を取りまとめまして、改めて本年1月に地域の方、土地所有者に意見募集を行ったところです。

この意見募集期間は2月に終了しておりまして、結果は現在取りまとめているところですので、次回ご報告したいと思っております。

次に、4ページの目標・方針です。

目標としましては、人と人のつながりを大切にした、みどりあふれ快適な暮らしのあるまち～誰もが住み続けたい宮の沢中央地区～としております。

これまでの意見交換において、この地区の特徴は、人と人のつながりがあることで、また、まちづくりの機運を醸成するためには、まずは顔見知りになることから始めるのが大

切だという意見が出ていて、それを受けてこのような目標としております。

次に、5ページです。

景観まちづくりの方針として、地域活動からみんなのふれあいや交流を育むまちづくり、安全・安心に散策することができるまちづくり、花とみどりあふれるまちづくり、手稲連山をはじめとした豊かな自然と調和したまちづくりの四つを位置付けております。

続きまして7ページの地域の魅力を維持、向上させるためのルール（景観形成の基準）についてご説明いたします。

つくりとしましては、まず、地区全体を景観まちづくり推進区域として、取り組みを段階的に進めていく区域としての基準を定めます。

次に、景観誘導区域として、地域住民などが、景観形成上、特に重要と感じている二つの区域について、より積極的に景観形成を誘導するための基準を定め、届出制度と連動した運用を行います。

この景観誘導区域は、8ページをごらんいただいたほうがわかりやすいと思いますので、8ページをごらんください。

一つ目は、紫色の区域で、都市計画道路二十四軒・手稲通に面する区域です。

この区域はラベンダー通りという愛称がつけられていまして、中央分離帯や歩道の植樹ますにラベンダーが植えられています。

表紙をごらんいただきますと、左側にラベンダー通りの写真があります。中央分離帯には、このようにラベンダーが咲き誇っているような状況になっております。

8ページに戻りますが、地域住民からも、地区のシンボリック存在という意見の多かった区域になっています。

景観誘導区域の二つ目ですが、オレンジ色の区域で、戸建て住宅などが多い区域です。

このように、地区全体を景観まちづくり推進区域としてルールを設けるとともに、紫色とオレンジ色の景観誘導区域については、全体のルールに上乗せして追加のルールを設けるというつくりになっています。

具体的な基準は、10ページ以降となっております。

10ページはみどり、12ページは建築物、工作物、14ページは夜間景観、15ページは広告物等に関する事項という四つの項目に分けて設定しております。

まず、10ページのみどりに関する事項ですが、青色の地区全体の景観まちづくり推進区域については、地区に住むみんながそれぞれできる範囲で緑化やみどりの維持管理に努めることとしています。

その上で、景観誘導区域のうち、紫色の二十四軒・手稲通に面する区域については、通りに接する敷地において、隣地の植栽や街路樹など、周辺のみどりとの連続性を意識して効果的な植栽を行うこととしております。

また、11ページとなりますが、店舗など多くの人が集まるような場所では、主要なアプローチなどを植樹やプランター設置などで演出に努めることとしております。

次に、12ページの建築物、工作物に関する事項についてです。

青色の地区全体の景観まちづくり推進区域については、①として、建物を建てる際には、街並みとの連続性や山並みへの眺望に配慮した建て方にする、②として、建築物、工作物は、できる範囲で敷地境界から後退させることで、ゆとりある住環境を確保する、③として、建築物、工作物のデザインについても、周囲の街並みとの調和を意識する、④として、塀や柵を設ける場合は、周囲の街並みと調和するよう、高さや意匠に配慮するとしております。

その上で、14ページになりますが、景観誘導区域のうち、オレンジ色の戸建て住宅などが多い区域については、①として、5階建てを超える建築物を建てる場合には、道路境界からの壁面位置の後退や緑化に努め、圧迫感を軽減する、②として、敷地を分割する際は、余り小さくならないように努める内容としています。

これは、意見交換やアンケート調査において、建築物の高さに関して、現状は15メートル以下の建物がほとんどなので、今の良好な住環境を維持したいという意見や、今後、敷地の細分化が進むことが心配だという意見の一方で、余り厳しい制限とすると、若い世代が入って来づらいのではないかという意見があったことを踏まえてこのような内容としています。

次に、夜間景観に関する事項です。

夜間における歩行者の安全性を向上させるため、適宜、屋外照明を設けて点灯するよう努めることとしています。

15ページの広告物等に関する事項ですが、景観誘導区域の二十四軒・手稲通に面する区域については、先ほども説明したとおり、中央分離帯や歩道の植樹ますにラベンダーなどが植えられ、みどり豊かな環境となっていますので、その景観を生かすため、広告物等は必要最低限の大きさとして、多色や華やかな色合いにならないように努めることとしています。

16ページと17ページは、広告物の参考例と札幌の景観色70色をご紹介します。

次に、18ページの届出の手続きについてです。

札幌市では、全域を景観計画区域として、高さが31メートルを超える建築物を建てる場合など、届出対象行為としています。この地区の二つの景観誘導区域では、このページに記載した行為が届出対象行為として追加されることになります。

まず、①二十四軒・手稲通に面する区域についてですが、高さが10メートルを超える建築物の新築等と②の表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物などの掲出等について、届出対象としています。

次に、景観誘導区域②の戸建て住宅などが多い区域では、高さが15メートルを超える建築物の新築等を届出対象としています。

続いて、(2)届出が除外となる行為以降、公共事業、届出の流れ、経過措置、こちらについては、ほかの策定済みの3地区と同様の内容で記載しております。

最後に、20ページのみみんなで取り組む景観まちづくり活動です。

こちらは、これまで実施した意見交換やアンケート調査の結果に基づいて活動を例示しております。

地域のさまざまな主体、住民や事業者施設などで連携して行う花植や川の清掃などを記載しており、今後、この指針に基づいて行う活動を札幌市でも一部支援しながら行ってきたいと考えているところです。

指針の内容は以上です。

補足資料として、資料1-2、平成29年11月に行ったアンケートの実施結果と、資料1-3、第6回ニュースレターを参考に配付いたしました。

中身の細かい説明はいたしません、先ほど2ページの策定の経緯のところでもご説明したとおり、6回のワークショップ形式による意見交換やアンケート調査での意見を踏まえて取りまとめたのが、今説明させていただきました素案の内容となっております。

今後につきましては、本日いただいたご意見と、本年1月から2月にかけて行った意見募集の結果を踏まえて指針の内容を修正し、その内容を次回のワークショップで地域の皆さんにご説明した後に指針案として確定しまして、次回の景観審議会にて改めて条例に基づく意見聴取を行いたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○西山会長 それでは、ご意見やご質問をいただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、議事録作成のため、マイクのご利用をお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。

○斉藤委員 今回の宮の沢中央地区というのは、これまでの景観まちづくり指針を策定した電停がある2カ所と定山溪の3地区に比べると、普通の住宅地という感じで、特徴がない地域だと思います。だから必要がないということではなくて、大変大事なことだと思います。

そこで、この指針を策定することになった経緯をもう少し詳しくお聞きしたいのです。

平成28年8月18日に第1回意見交換会を始められています。今のご説明でも、ここをモデル地区として選んでこういうことが始まりましたということですが、実際に地域で盛り上がってこういう形になったのか、あるいは、単一町内会ですから、まとまりがいいということで市がそんなに特徴がない住宅地を選んで話を持ちかけたのか、そこら辺の経緯をもう少し詳しく聞きたいと思います。

○事務局（地域まちづくり担当係長） おっしゃるとおり、普通の住宅地です。私どもとしては、普通の一般住宅地でもまちづくりにもう少し取り組んでいく必要があるだろうということで場所を選んでいました。

先ほどのご質問の内容としては、地域から盛り上がったのか、札幌市から持ちかけたのかということですが、結論をいうと、札幌市から持ちかけました。

地域を選ぶに当たっては、初めて取り組むので、さまざまな展開の可能性がある地域の

ほうがいだろうということになりました。この地区は、マンションや事業所、店舗、工場、戸建て住宅など、多様な建物がある程度まとまりを持って立地している地区です。したがって、取り組みの方向性として、例えば、戸建て住宅地の良好な住環境を維持することとか、幹線道路沿道のにぎわいを創出するとか、さまざまな展開が想定されました。

また、用途地域等では、ある程度大きな規模の店舗とか、高さが33メートルまでの建物が建築可能でして、都市計画として定めている建てられるものと実際に建っているものとの間に大きな乖離がある地区だったので、求める将来像によっては、土地利用計画制度の運用で対応することが想定されていたことも理由にあります。

さらに、まちづくりセンターの所長からも、地域活動が活発な町内会だと聞いておりましたので、町内会役員を始めとして、まちづくりに関しても熱心に取り組んでいくことが期待できるのではないかと考え、モデル地区として選定いたしました。

それから、その前にも、一度、土地利用計画制度について説明してほしいという依頼があっただろうかという経緯もありましたので、そういうことに関心のある地区だろうということで選んでいます。

○西山会長 ほかにございませんか。

○小澤委員 質問ですが、今回、宮の沢中央地区が対象ということですが、8ページの配置図を見ますと、景観誘導区域①を指定されていますが、絵の下半分のところが道路の左側のみで、右側は別の地区だということだと思います。ただ、道路景観ということを考えてときに、片側だけでは十分ではなくて、今回、区域に指定されている右側のところにもご協力を願うのがいいのではないかと思います。このあたりはいかがでしょうか。

○事務局（地域まちづくり担当係長） おっしゃるとおり、単位町内会の区域がこうだから、このようになっております。これまで、約1年半、単位町内会と意見交換してきたところですので、まずはこの区域で考えて、みんなで取り組んでいこうと思っています。その後の展開として、もうちょっと広げようとか、こんなこともしようということがありますが、一旦はこの区域で取り組んでいるところです。

○小澤委員 今のシステムの中では一つの常套手段としてのやり方だと思いますが、景観ということを考えてときに、従来の行政のボーダーラインや区域をちょっと広げて、景観として適正な区切り方というのがあると思いますので、将来はそういうところに持っていくということを札幌市なり住民なり皆さんに共有していくべきだと思います。その視点をぜひ忘れないようにお願いしたいと思います。

○西山会長 ほかにございませんか。

○片山委員 今の小澤先生の意見に関連して、例えば、自分の地域のまちの顔である最寄りの交通機関から始まって、ここであつたら発寒西公園という大きな公園があつて、植樹やラベンダーのお世話をする地域のボランティアグループなど、何かやりたいなど行動が導かれるような顔となる公園や駅前スペースみたいなものがあつたほうが自分の地域であると認識しやすいのではないかと思います。

それから、この活動によって、隣の町内会同士が連携してまちづくりをやるという二次的な効果もあるのではないかと思いますので、おらがエリアというか、町内会単位の区域分けでそういう認識が醸成されなくなってしまうのはもったいないなという感想を私も持ちました。

○西山会長 前回は議論がありましたが、景観的に見ると資料館などの核となる施設があるけれども、町内会単位でやると隣接していてもコミュニティから外れていて入らないということがありました。そういう意味においては、今、事務局からも説明があったように、まずはコミュニティの単位であるし、それが隣に波及していったり連携していくような展開の第一歩であるからという前回の議論を思い出しました。

今、片山委員がおっしゃったように、核となる空間や公園や駅前広場など、わざと外しているわけではないけれども、そう言われてみると、あえてそういうものがないエリアでもあるという意味では、より一般的なのかもしれませんが、プランニングしたりするほうからすると、あえて外しているようにも見えるというようなことが率直なご意見としてあったのかなと思いました。

○石塚委員 今回、宮の沢中央地区を一般的な住宅地のモデルとして取り上げられているという位置付けはあるのかもしれませんが、目標方針を見ると、モデルとして考えれば、汎用性があるとプラスに評価できるかもしれませんが、地域の人たちが地域の景観をどうしていくかということを考えていくきっかけをつくる地区指定として考えたときに、余りにも目標方針の言葉が一般的過ぎるかなという印象を持ちました。

もう少し地域の固有名詞を出すとか、地域の人たちが地域らしさを感じられる方針にしていただくほうが地域の方々にとっても受け入れられやすいのかなと思います。

アンケートを見ましても、地域らしさが表現されているかどうかということで、ほどほどという意見が多く寄せられているのも、自分の地域としての思い入れがなかなか読み取れないもどかしさを感じられたのかもしれないという気がします。

また、こういう地域で地区指定をして景観形成を進めていく上では、届出制度が基本になっていると思います。そういった面で、届出制度の対象になるものが一定の規模以上のものということで、そこはしっかりやっていく必要があるということと、同時に、届出対象から外れた戸建て住宅の景観をどういう形で誘導していくのかということについては制度的な担保がないということになります。

きっちりとした誘導を図る届出制度に関して言えば、誘導の基準と届出対象をもう少し明確に連動させておかないといけない気がしています。

細かな話になるかもしれませんが、5階建てを超える建築物を建てる場合はという基準上の記載は、市民にとってわかりやすい表現にされているのかもしれませんが、届出自体は15メートルを超えるということですから、ここは15メートルを超える（5階建て程度）という形にしておかないと、4階で15メートルを超えている建物についてはこの基準はかからないのかという事業者側の突っ込みに対して耐えられない部分がある気がしま

した。

もう一つの基準に引っかけられない15メートル以下の建物についてどう誘導を図るのかというのは、この地域の景観活動を醸成していくという意識啓発や活動の応援が必要になってくるのではないかと思います。

地域計画課ではなく、市民自治推進室のテリトリーになるかもしれませんが、市民自治推進室で持っている地域支援の制度あるいはアドバイザーの派遣などを通じて、この計画をつくりっ放しにせず、恒常的に地域に景観のことを考える機会や活動を促していくというのを並行してやっていく必要があるのかなという感想を持ちました。

以上です。

○西山会長 2点目に関しては非常に重要なことですし、活動との連動というのは可能なですね。

1点目の15メートルと5階建ての話と、それ以下の届出対象にならないものに対しての誘導に対して、事務局から追加の説明はありますか。

○事務局（地域まちづくり担当係長） 5階建て15メートルの記載の仕方については、もうちょっと工夫したいと思います。

届出対象に満たないものの誘導というのは、細分化のお話でしょうか。

○西山会長 要は、まちづくり指針の内容が届出対象に対する指導という形で機能するのか、それ以外のものに対しても機能する仕組みがあるのかどうかということをおは別の視点から聞きました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長をしております相澤と申します。

この景観まちづくり指針の仕組みとして、届出が必要な景観誘導区域とそのエリア全体にかかわっている景観まちづくり推進区域の中で、それぞれ指針に応じて届出対象行為を定めております。

まず、基本的に、届出対象行為に該当したものについては、指針に記載されております景観形成基準というものがかかわってきますので、それは守らなければいけないというものになります。届出対象行為に該当しないものについては、大きく言ってしまうと、直接的な基準がかかってはきません。しかし、この地域全体で指針をつくりまして、この地域の総意として、この地域ではこういう基準がかかっているの、これをきちんと読み込んで、この地域で建物を建てる時にはちゃんと配慮してくださいということをお示しすることができます。さらに、市としても、景観まちづくり指針のエリアを都市計画の情報の中に落とし込んだり、事業者は、景観まちづくり指針とは何ですか、宮の沢中央地区景観まちづくり指針エリアとは何ですかとご相談に来ます。その際には、こちらから、それぞれの基準についてご説明して、その地域の中での景観についての意識の醸成を図っていくという仕組みになっております。

○西山会長 わかりませんが、例えば、こういうものが全くかかっていない地域のある敷地

で開発を行う場合とこの中で行う場合に、ここの敷地には条件がついている、要するに、必ずこの指針を参照することというものはありますか。先ほど、相談に来られますと言っていました、来られるのがシステムになっているのかどうかということを知りたいつもりでした。要するに、この土地を開発しようと思って購入したりする場合に、全く関係のない人がよそから不動産市場を通じて土地を買うときに、条件付きの土地ですよ、まちづくり指針という条件がついていますよということが付されているのかどうか、それがあればシステムと言えらと思います。そうしたら、その人は必ず相談に来ますが、それはどうなっていますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 宅地建物の取引上の書類の中に景観まちづくり指針が記載されているという確認はしていませんが、本市で都市計画情報を提供しているものとして、一般的にインターネットで公開されております市民ウェブというものと、市役所の中にございます一般の方も使用できる窓口システムという二つのシステムございまして、基本的にはこの二つのシステムでしか札幌市内の都市計画情報を調べることができませんが、二つとも景観まちづくり推進区域のエリアを載せておりますので、宅地建物を取引される方は必ず目にするようになります。

○西山会長 わかりますが、「見なければいけない」のか、「見ることができる」なのか、それによって必ずひっかかるかが決まります。それはどうですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 土地取引として、そのシステムを見ないと札幌の状況がわからないので、この情報は取引業者さんの目に必ず入るものにはなりますが、システムとして宅地、建物の取引の書面の中にまちづくり推進区域が記載されているかというところまでについては確認していません。

○石塚委員 長引く議論を投げかけたつもりはありませんでしたが、今の論点は私が言おうとしたこととずれているような気がします。要は、今まで建ったことがなかったような5階建て以上の高い建物一、二軒を誘導することで、特色のない宮の沢中央地区の景観が豊かになってくるのかということ、決してそうではなくて、一方である平屋建てや2階建ての小さな建物一軒一軒をそこに住まわれている方が建てる際に、こういう景観を一緒につくってきましょうねという思いを持って建てるかどうかということ、宮の沢中央地区らしい景観ができるかが決まってくるのだと思います。

そういった点で、そういう気持ちを促すソフトの取組なりがついてないと、景観の規制誘導というだけでは地域らしい景観形成を実現できないのではないだろうか。そういう仕組みを、これからでもいいですが、いろいろとご検討されることが重要なのではないのでしょうかという指摘でした。

○事務局（地域まちづくり担当係長） おっしゃるとおり、5階建て以上の建物を誘導するだけでよりよくなるかと言ったらそうではありません。

そもそも、5階建てというのが出たのは、今、低層住宅ばかりが並んでいて、とても良好な住環境なものですから、今の良好な住環境を維持したいねということがスタートにな

りました。でも、建てたい人に配慮してもらうような仕組みをつくることで良好な住環境を維持しましょうというのがこの基準になっています。

建て方に関する推進区域のルールとかがほかにもありますが、まずは地域の景観をよくしようという活動を通して、みんなでそういう気分を盛り上げることで、推進区域に書いてあるルールもみんなで守っていこうという形になっていったらいいなということで、指針策定後についても引き続き活動の支援等で盛り上げていきたいと考えております。

○西山会長 ほかにございませんか。

○梅木委員 今、石塚委員がおっしゃったように、こういうところに個人が家を建てたりするときには、必ず建築家が入るから相談していけると思います。みどりに関しては、相談する人が余りいないというか、余裕のある人は相談すると思いますが、生ものなので、自分でもできてしまうものです。

そういう中で、こうやっていきましようと言ったときに、相談する相手がいるのかとかもう少し具体的に決めておかないと、建物はできても、木とかに関してはできないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○西山会長 的外れかもしれませんが、恵み野は、ガーデニングや街路の緑化を専門家も入ってやっていますが、基本的には住民が内発的にやられているみたいです。ああいう仕組みを見たときに、ただ素人がこの指針だけに沿ってやるというよりも、もう少しきちんとした技術的指導が入れば、より魅力的であったり統一感があったり、この地域の人たちが漠然と持っているイメージが非常に明快にみどりのあり方に反映されたりすることがあると思います。そういうことを意識されて、技術的な指導をする仕組みをつくるようなことはできないのだろうかということかと思えます。

今の御質問の意味はよろしいでしょうか。

○事務局（景観係長） この後の議題にもあります景観整備機構について、そこでお話するのは北海道建築士会などの建築系のところですが、ほかの分野でもそういう方々が組織立っていることで技術支援を行っていく可能性は今後の話としてあると思います。

ただ、今現在、まだ数も少なく、すぐさま組み立てるということについてはお時間をいただきたいところですが、その辺の仕組みを交えた支援の入っていき方は考えられるというのをお答えさせていただきます。

○西山会長 ぜひともご検討をお願いします。

まだ議論を続けたいのですが、時間が押しております。

最後に、私から一委員としての意見を申し上げます。

一つは、最初に斉藤委員がおっしゃったように、これまでの3カ所というのは、商業地域というか、人の往来の激しく、外から来た人に対応しているようなまちが多かったのですが、これで本当にいいのかなと思うのは、夜の照明の話です。こういうのを民間の地元の人に期待するというのは、これまでの3地区だったらわかるのですが、夜間の景観の安全性の確保とかは行政の仕事ではないかと私は思いました。要するに、こういう住宅地に

対してやる場合と、商業地域的なところにある場合で違ってくると思います。行政も住民もお互いに汗を流します、そしていい景観にしたいというときに、こうした住宅地は、行政側が手を出せる場所だと思います。先ほどのみどりに対する技術的な指導というのもそうです。

だから、行政側が汗を流すというか、お互いに努力し合ってやるときの行政側の努力のしどころ、要するに、ちゃんと自分たちでやっている地域だから、よそにはできない夜の照明に対しての魅力的な手当てを行政としてやる口実をちゃんと持てるかもしれません。そうすると、そういうメリットがあるのだったらうちもやりたいとなって、それぞれの個性的なまちづくりが広がっていくということです。

ですから、夜間景観に関する事項は、行政の腕の見せどころというか、心意気の見せどころではないのかなと思うところなのに、住民の方が頑張っ外に向かって電気つけてくださいというのはどうなんだろうと思ったところです。

○八木委員 私は本日で委員をさせていただくのが最後で、今後の議論には参加できませんので、ここで発言をさせていただきます。

新たなモデル地区が「宮の沢中央地区」と聞いたとき、その理由や方策については内輪的なものにはしか見えず、宮の沢中央地区以外の人には何も響かないと思いました。今ご紹介いただいた素敵な景観づくりが実現できたとしても、区域外の人がそのことに気づくでしょうか。

宮の沢と聞いたときにまず何を思い出すかというと、「白い恋人パーク」であったり、生涯学習センター「ちえりあ」があったり、そういったランドマークがあるのに、そこをぼんと切り離して、しかも駅から遠い住宅地にラベンダーなどがきれいに植えられていて、みどり豊かな地域があったとしても誰も気づかないというのは、すごくもったいないと思います。

この地区で行われることは今後議論されていくと思いますが、まず、この地域の位置付けという前段階で、宮の沢には「白い恋人パーク」や「ちえりあ」があるけれども、そこからこの中央地区に来たときに、こんなにすばらしい住環境があるんだよとうたわないと、この地域以外の人には伝わらないと思います。まずは地区を紹介するためのアプローチがなければ、知る人ぞ知る取り組みで終わってしまいます。

ちょうど今、真駒内でもファイターズの球場をつくるかどうかで住民はすごく反対されていますが、注目を受けるランドマーク的な場所と住環境のバランスといったものは、まずは札幌市が示して行ってほしいと思います。

○西山会長 貴重なご意見をありがとうございました。

○沼田委員 これまで、3地域で地区の指針が出ていますが、札幌市がどういうビジョンでこの地区を選んできたのかという経緯がよく伝わってきません。

市民に向けて啓発するためにこの地区をモデルとして選んだというのはわかりますが、それが今後どのような形になっていくのかという点がみえません。別な地域に住んでいま

すと、こうしたことはほとんど知りません。札幌市の景観計画がどのような位置付けにあって、自分らの地域において担い手としての住民が何をすべきかといった、そういうビジョンが見えてこないわけです。

特に、これまで同様に審議してきました案件につきましても、その後どんな経緯を踏んでいくのかが見えてこないのです。ビジョンがあるのであれば、それを指し示して、地域住民が担い手として何をすべきかというところを次世代の子どもたちにも伝わるようにしてはいかがでしょうか。そうすることで、核となるものが近隣の地域にも波及していく形が重要です。

札幌市としては、これが啓発となり、俯瞰的な景観計画を目指したいのではないかと思います。さらに、5年後、10年後のビジョンを指し示していただく方がよろしいのではないかと思います。

○西山会長 そのご意見も、記録させていただきたいと思います。

続きまして、2点目の景観整備機構について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） それでは、議事事項の二つ目、景観整備機構についてご説明いたします。

景観整備機構の指定に向けては、前回の審議会で北海道建築士会の指定意向の話を受けて調整していくというところをご報告したところです。

このたびは、3月に入りまして、具体的に申請手続の直前という状況になってございます。

次のスライドの4ページ目になりますが、北海道建築士会には、これから、札幌市良好な景観の形成に関する取扱要綱に基づいて、申請書類等を整理して提出いただくことになっています。

今回ご説明する資料につきましては、申請手続上の条文に第17条がありますが、この第7号に、その他、機構の業務に関して参考となる資料を提出していただきたいということがありまして、こちらの資料をもとに、この後、説明させていただきます。

もう一つ、取扱要綱の第20条になりますが、こちらの指定に当たっては、景観審議会の意見を聴いた上で指定することになってございますので、今回、意見をいただければということで伺わせていただきます。

次に、6ページです。

業務につきましては、前回の審議会の中でもお話ししました景観法第93条に業務各1号から7号まで書いてございますが、これの中の1号、6号、7号について申請してくる予定となっております。

続きまして、7ページ目ですが、業務の実施に関する計画として、北海道建築士会が長期的な目標と計画を立ててございます。こちらは、時間の都合上、全文を読むことは控させていただきますが、北海道建築士会の長期的なビジョンを考えて、以下、北海道建築士会の札幌市における景観整備機構が行う各業務の実施に関する計画について、業務ごと

に以下に述べるということになっております。

これ以降は、各業務についてご紹介いたします。

8 ページ目は、第 1 号の業務の実施に関する計画ですが、業務内容につきましては、景観法の第 1 号、第 6 号、第 7 号の条文そのものが書いてございます。

まず、第 1 号の実施計画内容についてですが、要請に応じて必要な知識を有する者の派遣、情報提供を行うということをお述べております。実施時期につきましては、随時対応していくということを計画しております。

続きまして、第 6 号に関する業務です。

実施計画内容につきましては、歴史的地域景観資産の状況及び将来資産の調査というところで、丸印のところを読ませていただきますが、市内の歴史的地域資産の現況調査を実施しますとか、地域の資産を改めて調査するということです。

最後に、次の議題にもありますが、活用促進景観資源の登録の促進、札幌らしい景観分析の調査ということで、こちらについて、札幌市と連携を図るということも、今回、業務内容に盛り込んでいただいているところであります。

続きまして、11 ページ目ですが、第 7 号に関する業務になります。

こちら、景観資産の発見、活用の検討と、推進のための普及啓発業務、それから、地域特性を考慮した景観意識向上のための活動、景観に関する専門的スキルアップ講習を行うことを考えております。具体的には、実施時期に書いてありますが、現在のところ、まちづくりセミナーとか、札幌の景観バスツアー厚別・清田区編と札幌のまちあるき企画を現在は企画中和聞いてございます。

最後に、今後のスケジュールとなりますが、3月12日に北海道建築士会の本部で理事会が開かれて、申請手続に向けての承認が得られたところですので、きょう、この場でご意見を頂戴した上で、3月16日以降に整備機構の指定の申請をしていただき、書類審査、内容の調整をした上で、3月下旬に景観整備機構の指定通知を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○西山会長 ご説明にありましたように、5 ページの第 20 条に基づくプロセスとしての本日の審議会でのお諮りということになりますので、余り議論を外に広げるのではなく、建築士会の景観整備機構への指定について問題がないかという点に絞って議論をいただきたいと思っております。

計画がこのように具体的に出ておりますが、場合によっては、もっとこういう活動はできないのかとか、この活動の意味がちょっとわからないということがあれば、まずはそういうところから始めていただければと思います。いかがでしょうか。

これは、最後に議決が必要ですか。

○事務局（景観係長） 議決というよりは、意見をいただき、今後考えて指定していきたいと考えてございます。

○西山会長 わかりました。

何かございませんか。

○小澤委員 札幌市では第1号の指定ということになりますね。

市民の目線に立って考えたときに、札幌市が指定されて、例えば業務のところで地域固有の景観的価値を調査するとあります。ここで誤解があるといけないと思いますが、建築士会なので、建築のことに対するプロだと思いますが、景観といった場合に、生態系の話など、建築のプロフェッショナル以外の要素も含めた検討が必要な場合があります。そのあたりを建築士会に期待されても、重い部分があるのではないかと思います。必要な場合は、必要な研究機関や組織と連携するというこの上で提案すればいいと思いますが、市民の側から見て、逆に過剰な期待がかかってくると、いろいろところで十分ではないとか、誤解を招くようなところがあったりする面があるのではないかと心配になりました。

○西山会長 ちなみに、これは、建築士会側が出しているものですね。

○事務局（景観係長） 整備機構としての活動について、自主的にこんなことを考えながら活動していきますということが前提で出されている事業です。そういう意味では、誤解を招かないようにということですが、逆に、これをもって札幌市がこういう調査を即しなればだめとか、今、委員がおっしゃるように、すぐさま具体的な業務に突っ込んでいかなければいけない事態が起こるかどうかはまた別なお話だとも思っております。

それから、委員がご指摘のとおり、建築士会という建築の専門とされる集まりですので、お話を伺っている中では、そういうことも意識されていると思います。そういう意味では、第1号にありますように、景観に関する分野のスペシャリストも育てていこうということで自主研修を行うなど組織の中で考えているということです。そういうところとあわせて団体として活動していったら、具体的な業務に急速に飛ぶのではなくて、順序立ててやっていこうという考えがあるのではないかと思います。

○西山会長 これについては、ここで何ができるのですか。例えば、こういう文言をつけ加えてほしいなど、審議会からの要請みたいなことはできるのですか。

○事務局（景観係長） 建築士会に、こういうご意見がありましたと報告し、すぐさま業務に入れられる、入れられないというのは向こうの組織的な事情も相当あるかと思っておりますので、段階を踏まえて反映していくことを引き続き協議していきたいと思っております。

○西山会長 では、例えば、10ページの地域固有の景観的価値、歴史的価値を有する資産を調査するということに関しては、歴史的価値にしても建築士だけでできることでもありません。とりあえず、ものの側面からできるのが建築のほうだと思いますので、何もかもやるということではなくて、こういうことについて調査を進める人材も育成していくことを計画として進めていただくと拡大解釈させていただきました。

ただ、コメントは伝えておいていただきたいと思っております。

○事務局（景観係長） コメントは、全て伝えさせていただきたいと思っております。

○西山会長 ほかにございませんか。

○沼田委員 これは、札幌市が何かの業務を発注するときの受託要件として、機構に入っていないとだめということですか。

○事務局（景観係長） 必ずしもそういうことにはなってございませんし、通常で行政的に業務発注をすれば、札幌市には基本的に一般競争入札なりがございますので、そういう業務発注形態になってくるかと思えます。

ただ、引き続き調査をしている中で、例えば静岡県ですと、静岡県の建築士会が機構として指定されておりますが、静岡県そのものからだったり、国土交通省や浜松市などから歴史的風土の調査業務みたいなものを機構に直接出しているケースは、全国的にいけばあるようです。

その仕組みなり入札のルールについて、各都道府県なり各行政庁でどのようなルール化をしているか、今後の調査の必要はあるかなと思っておりますが、場合によってはそういうこともできるケースがあるということは事例としてあります。

○西山会長 ほかにございませんか。

○田中委員 景観整備機構と景観審議会の連携の仕方についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○事務局（景観係長） これまで、景観については、どちらかという行政主体でいろいろな仕組みをつくり込んでやってきました。ただ、景観法の中で、景観整備機構というものをつくり、行政だけではなく、例えばNPO法人とか建築士会とか、法人格を持った団体が主体的にいろいろな活動をしていくことができるという仕組みづくりが新たに法律で規定されました。

その中で、自主的な活動であったり、部分的には行政と連携しながらの普及啓発活動とか、景観的な調査について、行政単体ではなくて、市民と協働でできるような仕組みづくりが法で規定されたということで、全国的に徐々に指定されつつあるという状況にあります。そういう意味では、我々の条例なり要綱の規定で、文面上、連携してくるといのは、今、お示ししましたように、指定の手前に審議会の意見を聞いた上で指定していきましようということをルール化しております。

なので、都度活動していることそのものに何か直接的に審議会と連動したやりとりというのは出てこないかと思えますが、今後も指定していこうと思っておりますので、いろんなご御意見をいただいた上で反映させていきたいと考えています。

○西山会長 ほかにございませんか。

○石井委員 私は今年で委員を終わらせていただきますが、景観というのが今までの会議の中でぴんと来ていません。今回の景観整備機構と建築士会などいろいろな団体が出てまいります。本来は札幌市の景観担当の部署が決めて、これをいろいろなところに流すのが趣旨ではないかと私は思います。

私は、ヨーロッパなどに旅行に行っているいろいろな説明を聞きますと、自治体がきちんと決めてあって、それをみんなが守っているのです。ききな景観が守られていると思っていま

す。そこでは、みどりは何%で、家の塀はみどりで囲むこととかということをしないと、あっちの指定、こっちの指定といろいろありますが、一本化して、きちんとしたものつくられたほうがいいのではないかとつくづく私は思います。

去年あたりまで、西15丁目やロープウェイ入口のところをいろいろとやっておりますが、みんな中途半端で終わっているような印象ですが、そういうのはいかがでしょうか。

○西山会長 最初に申し上げましたように、建築士会は全てをできるものではないけれども、建築士会が景観整備機構として札幌市の景観づくりの一翼を担う団体として妥当かどうかということを議論しなければいけないことになっております。今、石井委員がおっしゃったことは、別の意味では議論すべきことだと思います。

実は、全国で建築士会がずっと景観整備機構になっていますから、実質上、第1号としてはほとんど問題ありません。ですから、今後、いろいろなところが指定を申請してきたときに、ここに景観整備機構としての役割を果たしてもらっていいんだらうかということいろいろな立場から議論しなければいけないことは出てくると思います。

今回は、第1号で、余り懸念のない建築士会ということで、せめて言ってきた内容についてはちゃんと見ておいたほうがいいという形だと思います。

○早川委員 建築士会の理事なので、発言させていただきます。

先日、理事会がありまして、整備機構の進捗状況が説明されました。それで、皆さんが疑問に思っていることとか不安に思っていることはあるかと思いますが、実は、建築士会は、建築だけではなくて、中に委員会がたくさんありまして、まちづくり委員会、防災関連委員会、女性委員会、青年委員会、ヘリテージマネジャー委員会等があります。今回は、まちづくり委員会が窓口のような形で業務などを進めていく形です。

その中に、青年であれば、建築士の仕事の魅力や、女性であれば住教育、地域の交流や、防災関連ではサインを含めたわかりやすい防災のシステムなど、まちづくりに全て関係してきますし、この5年間、ヘリテージマネジャー講座を北海道で開講しておりまして、そのマネジャーがたくさん誕生しています。

そのヘリテージマネジャーの講義の中に、歴史文化、歴史的な建物をまちづくりにどう活用していくかということも講座の中に入っていて、私たち各委員会がこういうチャンスをいただいて、お役に立てればいいかなということがこの前の会議のときに出ました。させていただけるのであれば、私たちの力をぜひ使ってくださいという気持ちでおります。

宣伝になって済みませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○西山会長 私自身も建築学の出身で、建築学の中でビオトープを研究している人もいます。それから、私は、自分が建築の人間だから、建築の人間が何でもできると思わないほうがいいと自戒的に思うという意味で先ほどはそういう言い方をしました。大変失礼な言い方になったとしたら申しわけございません。

そういうことで、建築士会の早川会員から、建築士会の方々のお考えや心積もりなどを伺いましたので、できましたら、道の建築士会を指定することに関して、特段の問題がな

いというか、よろしく願いいたしますということを審議会としては申し添えたいと思いますが、何かございますか。

○梅木委員 基本的な質問ですが、業務の中の1と6と7を建築士会がするというのですか。

○西山会長 建築士会はこの業務をやりますということで、その業務が札幌市の景観づくりの全てというわけではありません。建築士会は、こういう業務ができますという意味だと思います。

○梅木委員 そうすると、2や3や4や5を私の会でやりますという人が出てきて、ここで話し合われて指定していくという感じになるのですか。

○西山会長 そういうことが今後はあり得ます。ただ、いつまでもある項目は埋まらないかもしれません。それがやれることが出てこないとできませんし、札幌市においてそれをやらなければいけないかどうかという両方があると思います。

○事務局（景観係長） 今、会長にも補足をいただきましたが、法律上、第1号から第7号まで、団体としてはこういう業務ができますということが整理されています。全国的に言えば、NPO法人を初めとしたいろいろな活動団体がございますので、それぞれの団体の得意分野でしたり、行政が景観重要建造物などに指定している中で、その所有者が直接的には維持していけないみたいな事情の中で、法律上、その所有者になりかわって建物を維持管理したりできますという法律の仕組みですので、そこそこの自治体の事情や団体の事情に応じて、我々はこの業務を主体的に行っていきますというのを申請していただいて団体認定するという制度になっています。

○岡本委員 今の梅木委員のお話とちょっと似ていますが、この業務に建築士会が取り組まれる段階で、先ほどもまちづくりとかさまざまな展開というお話もありましたけれども、もうちょっとこの業務を増やしたいという話には対応できるのですか。

○事務局（景観係長） 再度申請していただいて、業務の変更申請ではありませんが、そういうことは行政的にできるかと思います。

○岡本委員 一緒にやっている団体があって、この団体はぜひお勧めみたいな形で広げていってもらうような形もできますか。

○事務局（景観係長） それも可能かと思います。

○岡本委員 職種がたくさんあるという話を伝えておいたほうがいいのかなと思います。

○西山会長 ほかにございませんか。

○廣川委員 建築士会にかかわることが考えられるような団体にどういうものがあるのか、お聞きしたかったのです。そうしないと、札幌市との癒着というか、建築士会は、どちらかというソフトよりハードのほうがあるし、我々もハードを見てしまいます。

建築士会はわかりましたが、ほかに考えられることとしてどういうことがあるのか、全国でどういうことをやっているのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局（景観係長） 前回、全国事例ということで、リスト化したものを若干ご紹介さ

せていただきましたが、建築士会が多いとはいえ、それ以外にも、各NPO法人が活動団体として指定されていることが多い状況にあります。ただ、都市や市町村ごとで状況は違って、例えば、まちの一角でのまちづくり活動から始まって、その地域のことを考えた任意の活動団体になり、それがNPO法人という法人の資格をとってやっているということです。こちらの景観法の整備機構というのは、行政と上下の関係ではなくて、並列的な位置付けで、景観に関して、いかに連携を持ってやっていくかということに主眼が置かれていますので、さまざまな団体がこちらに加わってくる可能性はあると考えています。

ただ、条件として、法人化された団体ということが大前提にありますので、その中でいろいろ協議して、最後には意見を聞く審議会場がありますので、意見をいただく中でしていくことになるのかなと思っています。

○廣川委員 ガイドラインや地区計画を立てるのと同じことを言っているのではないですか。

○事務局（景観係長） 今回の整備機構は、北海道建築士会が第1号指定で調整しているので、何となくそういう向きにも見えてくるかと思います。一方で、先ほども言っておりますとおり、みどりを地域で植栽していきましようみたいな団体も、ほかの都市では普通に整備機構になっていたりとということがありますので、建築的なルールだけではなく、幅広い分野で活動されている団体というのが、同じ景観ということを考える旗のもと、行政と一緒にいろいろなことに取り組んでいきましようという制度です。

答えになっているかどうか、微妙なところですがよろしいでしょうか。

○西山会長 私の不手際もあり、20分ほど押していますが、第20条に基づく審議会へ問いかけということで、さまざまなご意見をいただきましたし、初めてのことで、疑問や懸念があるとありますが、建築士会ともいろいろ相談していただいて、進めていただければということで、この案件を終わりたいと思います。

続きまして、3点目の活用促進景観資源の運用方針（案）と周知方法（案）について説明お願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 私からは、議事事項3の活用促進景観資源の運用方針（案）と周知方策（案）につきまして、前回中間報告いたしました続きとして、来年度からの活用促進景観資源の運用についてご説明させていただきます。

パワーポイントを使って説明させていただきますが、お手元に資料をお配りしておりますので、適宜、ごらんいただければと思います。

景観計画では、48ページから記載がございます。

活用促進景観資源の運用に係る今後のスケジュールについてです。

前回もお示ししておりますが、今回の審議会において、次年度以降の運用方針と周知の取り組みに関してご説明いたします。その後、皆様からいただいたご意見を踏まえまして、来年度から運用を開始したいと考えております。

それでは、運用方針（案）から御説明いたします。

前回の振り返りとなりますが、新たな制度である活用促進景観資源の登録について、景観条例第41条の2の規定に基づき、良好な景観の形成上、価値があると認めるものにつきまして、一定の基準ですとか、登録に係る方針を定めることとしました。

その後、こちらのスライドにおいて、本市の基本的視点を踏まえて、①象徴的であること、②歴史性が感じられること、③活用・活動への発展性があること、④誰でも見ることができると、⑤共感できること、⑥コミュニティとの結びつきがあることといったことに札幌らしい特長を加えたものを軸にして、運用方針を策定していく方向とさせていただきます。

こちらのスライドは、お手元の資料3-2と同じものを映しております。

前回の意見も踏まえた上で、活用促進景観資源の登録についてまとめたものとなります。

活用促進景観資源は、建築物、工作物、樹木、風景、その他で、河川や地形、道路、公園、像などのうち、誰もが見ることのできる場所や状況にあり、かつ、景観計画の理念や目標等を踏まえた事柄の①から⑤のうち、いずれか一つ以上に該当しつつ、景観計画における景観の捉え方について、時間的要因や心理的要因という考え方を踏まえまして、札幌や北国らしさを感じる事柄として、1から7のいずれか一つ以上に該当するものを登録していきたいと考えております。

前回の審議会におきまして、共感が得られることと、コミュニティとの結びつきがあることにつきまして、広義に捉えると、同様の意味合いになってしまうため、考え方の整理が必要であるところをご提案をいただきました。

その考え方の整理につきましては、この後、ご説明いたしますが、周知方策とも関係してきますが、直接、コミュニティと結びつくまではいかず、札幌に住んでいる人は気づかないけれども、外の人、例えば旅行者から見ると、この景観は札幌らしいと共感が得られているようなものも登録できるようにしたいと考えております。

既往の指定制度である景観重要建造物や札幌景観資産は、有形のもの自体に対して指定を行っておりますが、活用促進景観資源は、この登録基準と運用方針を踏まえて、今後の活用に生かすため、建築物や工作物などの有形のもの以外にも、風景やイベントなどの無形のものについても登録を行うこととしたいと考えております。

また、風景などについては、単にある地点から見える風景を登録するというものではなくて、ある季節や時間等に着目して、そのシーンを捉えた風景といったものを登録したいと考えております。

こちらのスライドは、登録イメージになります。

繰り返しになりますが、活用促進景観資源は、今後の活用に生かすため、有形や無形にかかわらず、登録を行うことができるとしております。例えば、今現在、有形のものとしてモエレ沼公園を挙げておりますが、建築物や工作物、樹木単体でも登録することができますし、風景や、地域に親しまれている行事やイベントなども登録することが可能になります。

この活用促進景観資源の登録についてですけれども、登録に係る流れについてご説明いたします。

登録の候補の選出としては、市として先にお示しした活用促進景観資源の登録に係る運用方針を踏まえまして、既存の調査リストなどから候補物件を選出します。また、市民や事業者については、登録に係る運用方針というものを踏まえた上で、活用促進景観資源の登録について、市に対して申請することができることとなっております。

これら市民等からの申請や市で一定期間収集した後に、活用促進景観資源の登録に係る運用方針等を踏まえまして、市で審議や現地調査を行い、活用促進景観資源として登録いたします。また、登録したものにつきましては、市のホームページなどで公表することといたします。

スケジュールですが、4カ月程度、資源を募集した後に、募集期間とも一部重複しながら現地調査などを行い、募集開始から6カ月程度で登録となることを想定しております。

次に、周知方策についてでございます。

こちらのスライドも前回お示ししたものですが、新たな周知に係る取り組みの方向性としまして、三つの取り組みを上げさせていただきました。

民間団体などとの連携、登録プロセスにおける市民との連携、景観資産や歴史資産を通じて楽しめる取り組みなどの実施、この順番で周知方策案についてご説明したいと思っております。

まず、一つ目の民間団体と連携した周知活動についてでございます。

こちらにつきましては、先ほどの景観整備機構の指定についてでもご説明しておりますが、まずは、一旦、活用促進景観資源の登録に当たって、景観整備機構と連携した活動を行っていきたいと考えております。

次に、②の登録を行うプロセスに住民が参加してもらえる仕組みをつくることについてでございます。

こちらのスライドは、先ほどお示しした活用促進景観資源の登録に係るプロセスについてですが、市民や事業者から活用促進景観資源の登録について、市に対して申請するという部分につきましては、所定の様式などを使用して申請することとなりますので、こういった手続を踏むことに躊躇してしまう方も結構多いのかなと思われれます。

そのため、直接の申請とはなりませんけれども、SNS、今はインスタグラムの使用を想定しておりますが、札幌市の公式アカウントを開設して、こちらにハッシュタグをつけて、市民や事業者、または旅行者などに投稿していただきます。

投稿に当たっては、先ほどの登録基準に該当する項目について、簡単なコメントなどをつけていただいて登録していただき、ここに登録したものについても、市のほうで、活用促進景観資源の登録に係る運用方針を踏まえて精査を行い、登録していくことを検討しております。

インスタグラムについて簡単に御説明いたしますと、主にスマートフォンで使用するア

アプリケーションで、写真や動画の投稿ができるSNSです。アカウントと呼ばれる自分のページを作成し、そこに撮影した写真にコメントをつけて投稿することで、世界中の人に公開することができます。

また、自分が興味のある写真を投稿する人のアカウントを登録することをフォローと言いますが、フォローすることで、その人が新しい写真などを投稿した場合は、すぐに確認することもできます。そのほか、投稿する写真にキーワードをつけることもできますが、その方法は、キーワードとなる言葉の前にハッシュタグと呼ばれる記号をつけることでできます。これがタグ付けと一般的に呼ばれるものでして、例えば「#景観」といった言葉で検索すると、同じキーワードで投稿した写真が表示されます。

ハッシュタグの活用方法などを簡単に説明した資料もお配りしましたので、適宜、お読みいただければと思います。

こちらは、インスタグラムの運用イメージになります。

市民や観光客の方々から札幌らしい景観をそのときの心情やコメント、簡単なテーマとともに、ハッシュタグに札幌市の公式アカウント名をつけて投稿していただき、投稿していただいたものの中から場所とシーンが特定できるものについて市で精査を行い、登録手続を行っていきます。また、登録になったものについても、それらを周知するツールとしてもインスタグラムを使用したいと考えております。

登録に係る市民参加の手法はいろいろとございまして、例えば、世田谷区のように一連の登録手続の中に市民に入ってやっていただくところもございまして、まずは、手軽なツールで市民の方々に景観に親しんでもらいたいと考えております。

また、インスタグラムというアプリを使用する利点としては、景観に対する意識や景観の写真などを募集しますと、比較的、年齢の高い方が多いのですが、このアプリケーションを使うと、若年層へのアピールにもつながりやすいという点もございまして。インスタ映えという言葉もあるとおり、風景などについては若年層や旅行者なども数多く投稿していることもありますので、ハッシュタグを利用したキーワード的な投稿は手軽にできるツールになるのではないかと考えております。

このインスタグラムの利用については、Eメールや郵送などでも活用促進景観資源の情報提供は受けておりますので、情報提供の手段の一つとして考えておりますし、従来はホームページに掲載していたものを発信するツールの一つとしても使用することを想定しております。

最後に、3番目の活用促進景観資源を通じて楽しめる、学べる取り組みについてでございます。

登録された活用促進景観資源の活用方法として、インスタグラムのアカウント上のほかにホームページでも公表し、ある程度、集積した段階でマップ化し、その後、さらに同じテーマに関連するテーマごとに市民の方々に興味を持ってもらえるようなページをつくるなどして、景観に対して広く関心を喚起していきたいと考えております。

また、この先の展開となりますけれども、集積したものについては、「れきけん×ぼろたび」のような読み物として落とし込んでいたり、アプリなどと連携させたりして、まち歩きを誘うような仕組みなども今後は検討していきたいと考えております。

この活用促進景観資源についてですが、新しい景観計画を策定する中で、まずは市内にあるよい景観をどんどん掘り起こして、幅広く登録していくというのがこの制度の第一にありました。また、この制度では、登録されたもの自体がなくなるということは阻止できませんけれども、掘り起こしたものについては、行政として、例えば民間団体と連携した活用を検討していきますし、今まで指定されていなくても、地域にとって、またはよそから来た人方にとって、良好な札幌の景観を形成する景観資源を登録して表に出すことで、例えば、地域の方々がそれらに気づくこと、その次の展開として活用していくこと、最終的にはそれらが地域の良好な景観を形成する景観資源を主体的に守り、つくることへとつながっていく契機となる制度にしたいと考えております。

以上で、議事事項3番について、事務局から説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○西山会長 ご説明ありがとうございました。

前回までの概念的なものから、今回は非常に具体的で、しかも、かなり大胆というか、従来の景観行政的な部分からいうと、資源登録というよりは、どちらかというところPR活動にもかなり踏み込んでいます。これまで、「好きです。さっぽろ（個人的に。）」とか景カードとかをやられていましたが、次元的に言うところそういうものにもかなり近いような気がしますので、従来の景観重要建造物や景観重要樹木を指定するというものとはかなり違ったタイプのものとして提案されたのかなと思います。

しかし、最後に事務局がおっしゃったように、景観計画を見直していく中で議論されたもので、指定したから残さなければいけないとか保存しなければいけないという固苦しい考えで萎縮するのではなくて、ともかくいいものを見出して行って、それをみんなで知って活用していこうということがいよいよ具体的に提案されたと事前の説明を聞いて理解しておりました。

先に私から言うのはよくないかもしれませんが、心配なのは、持ち主とか、そこに住んでいる方が何で突然人が来出したのかとそれで迷惑するようなことにならないようにしていただきたいと思います。写っている景観が広いですから、そこに人が動いてやってきたりすることに対して、みんなが喜んでくれればいいですが、そうではない場合もあるので、その辺は、運用上、所有者ないし周辺地域住民への事前周知みたいなことが必要になってくるのは容易に想像ができるかと思っております。

それでは、皆さんからご自由にご意見をお願いします。

○田中委員 この登録基準に景観重要建造物、景観重要樹木または札幌景観資産以外のものと書いてありますが、普通の札幌市民は、どれが札幌景観資産なのかをまずは知らないと思います。まず、価値がある景観に興味を持ってもらうということであれば、アイデ

アですが、札幌市に住んでいると、毎月個別に札幌市報が届けられると思います。あの表紙の子どもたちの手づくりの作品はずっとシリーズでやっていて、それはいいのですが、せっかく表紙という場があるのであれば、あそこに札幌のすばらしい景観を毎月1枚写真で載せるとかなんか、とにかく札幌にいい景観があることをみんなが知りましょうということで、札幌市報を使ったらいいのではないかなと思いました。

その写真も、市民から公募するとか、なるべくかかわってもらえるようにして、活用促進景観資源の登録もありますみたいなことをそこにちょっとつけ加えるとか、とりあえず、市民の目に触れてもらうことが第一だと思います。SNSとかは、自分からアプローチしないと得られないものですので、アプローチとかを全部しなくても、毎月、家に配布されるものであれば、嫌でも目にするわけですし、そういうことを考えてみたらいかがかなと思いました。

○西山会長 ご意見としてぜひ記録してください。

ほかにございませんか。

○八木委員 3点ございます。

まず、1点目は、登録についてです。

こちらに「審査」とありますが、どういう主体が審査をするのかが明確になっていません。若者から意見を集めるためのインスタグラムは「諸刃の剣」で、無責任に発信したクオオリティーの低い情報が集まる可能性もあります。そんな中で、クオオリティーの高い低いを審査する主体が明らかになっていないので、責任の所在があいまいになり、結果として情報の質が問われかねません。

二つ目は、周知についてです。

これまで審議会にかかわってきまして、何度か同じ意見を申し上げていますが、景観のPRというのは、景観に意識のある方にしか届いていなくて、一般の市民にいま一つ周知が響いていないので、内輪の中でのやりとりに終始しそうなおそれがあります。景観に認識する以外については、「広報さっぽろ」の話もありましたけれども、ほかにメディアを使って広く周知する方法を検討すべきではないかと思います。

それから、3番目に、これは質問ではなくて意見です。

最終的なホームページ案が出されていますけれども、こちらのホームページをわざわざ見る人は誰なんだろうということを意識していただきたいと思います。私が一般市民だったら、このままでは多分見る機会がないと思います。

景観に関して興味のある人以外に連携できるものとしたら、例えば、観光の部署と連携して観光WEBサイト「ようこそさっぽろ」とリンクするなどが考えられます。せっかくホームページをつくるのですから、インスタグラムもそうですけれども、見てもらえるような工夫を他部署とも連携して進めていただけたらと思います。

以上です。

○西山会長 1点目と2点目についてはご質問でした。一つは、誰が審査して管理するか

ということ、二つ目は、メディア等を使う周知手法について考えがあるかということだと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、こちらの審査につきましては、一旦は札幌市地域計画課の中で行うことを考えております。後々の展開とはなりますが、この後、活用促進景観資源がどんどん広がっていったときには、例えば、市民参加で登録の審査を行っていくということも考えられますけれども、情報提供されたものについては、まずは市の内部で審査を行っていきたいと考えております。

2点目の周知方法についてですが、景観計画や条例を制定したときにも同じようなご指摘をいただきまして、地下鉄車内にポスターを掲示したり、チ・カ・ホの電子ポスターに掲出したり、いろいろなものやりましたけれども、なかなかうまく届いていないという意見がありました。ただ、この制度について、SNSを使うこと、窓口で受け付けることをどのように周知していくかについては、具体的な方策をまだ手元に持ち合わせていません。これから、市民の方々、景観に一般的に興味のない方々にも届くような周知方策というのはどんどん検討していきたいと考えております。

○八木委員 審査についてですが、札幌市の内部で行なっていくということであれば、登録についての条件が「季節」から「人の営み」まで、どんなものを応募されても100%入るのではないかと思われるほど審査基準が広過ぎます。景観を具体的に審査できる基準を設けるべきではないかと思います。そうでないと、のちに担当者が代わって、その方の気分やセンスとか趣向で審査されてしまうと、審査基準が曖昧になってしまい、やっぱりクオリティーの低下につながるのではないかと思います。

○西山会長 全くご指摘のとおりだと思います。

これまで、景観賞であれば、審査委員会がありましたし、「好きです。さっぼろ」とかは内部でやられていたのですかね。私も、市の外部の人間としては、事務局内部でやる審査というのがわかりにくいところもあると感じます。

きょう、議題として、問題がないとなれば、このまま動き出すということになるのですか。そうだとしたら、まさに審査体制が一番大事で、この活動の基盤を支える仕組みに対して意見も出ておりますから、どこまで結論を出せばいいのかを先に言っていただけますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 条例上は、この登録に当たって、景観審議会の意見を聞くことができるという規定を設けておりますので、例えば、1回目2回目の登録時といった初期の段階においては、まずは景観審議会の中で登録をする前に個別の案件ごとに意見をお聞きして登録していくということも考えられるかと思います。基本的には、今回お示した登録の運用方針に従って登録していきたいと考えておりますが、内部もそうすし、審議会の中でも活用促進景観資源の考え方について意思の統一を図っていくということも考えられます。今、いろいろなご指摘をいただきましたので、登録に当たってのスケジュール的なものも含めて、もうちょっと検討させていただきたいと思います。

○西山会長 そういうことですから、きょう言っておかないと走ってしまうということではないので、私もほっとしました。

ほかにございますか。

○渡部委員 私も八木委員の意見に賛成です。

一つ質問で、市民のSNSによる投稿というのは、札幌市民のみなのでしょうか。例えば、観光に来た人がインスタから応募するということはできますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） それも可能です。

○渡部委員 そうであれば、観光客などはインスタにたどり着くまで特に大変だと思うので、例えば、こういうことをやっていますという周知が非常に大事です。例えば、観光客の人であれば、新千歳空港やJR札幌駅に情報があったりするとよいのではないかという意見が一つです。

もう一つ、審査員のことですが、みんなで作って運用ということから言いますと、例えば審査員の中に市民を入れて、意見を聞きながら一緒に決めていくというのも一つの手ではないかなと思いました。

○西山会長 いずれのご意見も検討していただくべき内容かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

○奈良委員 登録せずのときに申請した方にはどのように返事をするのですか。また、登録した場合は、ホームページで公開するから、それを見てくださいということになるのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今回の活用促進景観資源の登録について、一般の方から申請がある場合には、二つの手法がございまして、一つ目は、条例に基づき、この風景について登録してくださいと直接申請していただく方です。二つ目は、SNSや窓口に来ていただいて、こういったいい景観もあると情報提供していただく方の2通りがあります。条例に基づいて登録してくださいと申請してくれた方につきましては、登録になりましたら、こちらから登録しましたという通知書をお送りしますし、登録にならなければ、登録なりませんという通知書をお送りさせていただきます。

情報提供いただいた方につきましては、あくまでも情報提供という立場ですので、ありがとうございます、いただきました、内部で見させていただきますという形になりますので、特段、情報提供していただいた方に何かまたお知らせするということは考えておりませんが、登録なった場合には、ホームページなどで登録になりましたと公開されます。

○西山会長 ほかにございますか。

○沼田委員 書類審査で登録する制度とインスタグラムを使うという仕組みについてですが、インスタグラムのほうは、安易に登録しようという発想の方も多いことが想定されます。つまり、SNSを利用する側の基準が非常に曖昧です。ところが、行政側の担当部局

に入ってくれば、ある一定基準を満たされることを審査するわけです。安易に出す側と行政が発信するという立場の中で、公益性とかに鑑みながら、登録に至るまでのプロセスが曖昧な感じがします。

インスタ上で登録されてオープンになっていくものの中には、季節感のあるものも多くあると思います。例えば、雪がないと感じがわからないものとか、夏でないわからないものとか、そういったものをどう仕分けるのかが重要となるはずで。あるいは、歩いていて、あるスポットに来ると何か発信させることが効果的となる場合も考えられます。

また、教育現場での活用方法として、子どもたちが景観を身近に感じていくという教育の一環として活用されるのも有効な手段ではないかなと思います。

さらに、登録する上で、個人のお宅も非常に景観のいいスポットがあるとか、そういったところをビュースポットとして捉えていいのかどうか、そこに人が載ってもいいのかとか、そういった部分もはっきりと示していただきたいと思います。

○西山会長　ここで問答する時間はないと思いますが、いずれも重要なご指摘ですので、ぜひ事務局で検討していただきたいと思います。

皆さんも、まだぼんやりしていたり、実際の運用イメージがわからなかったり、審査基準がということがあると思います。急がずに検討いただいて、また次年度以降に審議会等に諮っていただければと思います。また、施行に関しても、今いただいた幾つかの重要なご指摘をある程度クリアした上で施行に入っていただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

3. 報告事項

○西山会長　次に、報告事項に移ります。

1点目は、景観プレ・アドバイスの実施についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（景観係長）　景観プレ・アドバイスの報告についてですが、画面にてご報告させていただきます。

第2回の景観プレ・アドバイスにつきましては、平成30年2月1日に議事事項1、2という2件について行われましたが、現在進行形で書面のやりとりが交わされている最中ですので、今回は概略のみご報告させていただいて、一連の協議が終了した後、審議会には改めてご報告させていただければと思います。

1件目ですが、計画名称は（仮称）苗穂駅北口西地区共同住宅新築計画ということで、場所につきましては、北4条東10丁目16の5ほかです。

現在、移転工事中のJR苗穂駅の北側に位置して、また、サッポロビール園やアリオ札幌という商業施設の南側に位置してございます。

申請者は株式会社大京北海道支店、設計者は西松建設というところで進められている状

況であります。

対象建築物としては、高さ88.95メートルの共同住宅になりますが、その上の広場を中心として、隣地に高齢者施設や上に業務商業施設などがございます。そちらとの関連性も含めて、今回、ご意見いただいたもので、パースとしてはこのような状況で、苗穂駅とは上空通路でつながったりという中で皆様からさまざまご意見いただいたところです。

続きまして、2件目につきましては、(仮称)ホテルFORZA 札幌駅前新築工事です。

工事の場所については、中央区北3条西2丁目1の1ほかです。

こちらは、北側が札幌駅になりまして、ちょうどJRタワーの街区の2丁分南側に下った街区になります。

申出者は福岡地所株式会社で、設計者は山下設計で計画が進められております。

こちらにつきましては、総合設計制度、いわゆる建築基準法に基づく容積率の許可制度を使って計画しておりまして、西側正面の公開空地とか、東西に貫通する形でピロティー状の公開空地を設けるなどして、街並みに配慮した計画をしているところです。

こちらに関しても、街並みに対する配慮を中心に、公開空地のしつらえとか、外観のデザインを含めてさまざまなご意見をいただいたところであります。

これを踏まえまして、今後、書面にて各事業者から回答書をいただいて、いま一度、各部会の委員様には、その書面に対してのご意見をいただきながら協議を進めているというところですので、今回の報告は以上となります。

○西山会長 部会長をされた小澤委員から追加コメント等をいただいてもよろしいですか。

○小澤委員 限られた時間でしたが、その中で2件について非常に活発な意見が出ました。

もちろん、一つの事業ですので、事業者、設計者には、できることからやっていきたいと思いますという中で、いろいろと努力していただきました。

ただ、特に最初の物件ですが、このあたりになりますと、例えば緑地の管理を誰がするのかとか、高層マンションの入口と歩道、オープンスペースの関係は本当にこれでいいのかということ。実は、事業者の意欲と計画の力だけでは解決できないことが多々含まれておりまして、市のレベルで、さらに上位の計画から考えていかなければいけないということも浮き彫りになっていきましたので、いろいろな調整ができる段階で相談をかけていくシステムをさらに充実させていくことが非常に大事であるということを確認しました。

部会での検討物件の数はまだ浅いですが、ますますブラッシュアップしながら、時期とやるタイミング、ほかの計画との絡みを考えていくことで、景観的にしっかりしたものになっていくだろうということです。

まだ、発展途上の取り組みということで報告申し上げたいと思います。

○西山会長 部会の専門家の方々、大変お疲れさまでした。

これについてご質問等はございますか。

○梅木委員 質問ではありませんが、こういうことはすごく建築に偏りがちで、常にみどりが後回しになっているような気がしてなりません。まずは建築ありきで具体的な話にな

っていきますが、みどりになると必ずメンテが入ってくるので、この会議の中でもいろいろな面でみどりが後回しされていると感じています。

○西山会長 ほかにございませんか。

○廣川委員 土地の用途は何ですか。

○事務局（景観係長） 準工業地域かと思います。

○西山会長 これは高層マンションですが、本当に画一的なデザインの建物がいろいろなところにいろいろな向きに建っているので、景観に与える影響がものすごく大きな建物に対する指針がないのではないかと考えていて、これは本当に心配です。札幌市の地図を見ると、グリッドがちゃんと5方向に走っていて、それぐらいのものがこういう真四角な高層ビルにどれぐらい配慮されているのだろうか。この勢いでいろいろな方向に向いて建っていくのをコントロールできない状況になれば、非常にまずいと思います。50年以上見続けなければいけませんので、私はだんだん心配になってきております。

頂上のデザインも、過去の審議会で話しましたが、真四角で平べったいものをむしろよしとして建てる場合もあるし、スカイラインに対する配慮は必要ないのかとか、そういうことが全く議論されずに、要するに建てるメーカー側の標準設計みたいなものの繰り返しで建てられて、上にエレベーターのための機器がぼんと乗っかっているような感じです。

これは、私の一個人としては意見ですが、そんなことを感じました。

ほかにございませんか。

○石塚委員 こういう大規模な建築物に対しての事前協議の重要性というのはすごくあると思いますが、ほかの地区の事前協議もなかなか成果を上げられないという課題があって、できるだけ早い時期に相談をしてもらうにしても、デベロッパーとか設計者のほうで、ちゃんと一緒にいい建物を協議しながらつくっていくというスタートラインに立ってくれないというところが大きな障壁です。アドバイザーから言われたことに対して防御して、施主の言われたことを実現する側に設計者が回ってしまうところがあると思います。

事前協議の対象になっているものは、札幌市の施策上も重要な位置にあるものとか、あるいは、総合設計のような緩和措置と一体になったものが対象になることが多いと思います。そういったときに、事前のテーブルにもっと前向きについていただけるような仕掛けはできないものかなとずっと思っています。

○廣川委員 それを言われると、本当は会いたくないのです。余りくどくど言われてしまうと、行政側も含めてお金のこと関係なくしゃべるでしょう。一方的にしゃべるので、そうあってしまうと、仲よくなりたくないというのが基本的にあります。

自分のためには一生懸命頑張るけれども、刹那的にセットバックや公開空地など、それも言っていることはみんなワンパターンです。否定はしませんが、そういうのが最優先になったりして、口を開けば同じで、引き出しが三つか四つしかありません。

極端なことを言うと、時間がかかったりして、大きな変更はあるわけないです。ただ、デザインはわかりません。

○石塚委員　そういうときに、こういう協議のやり方とか、あるいは、協議に乗ると、こういうおいしいおまけがついてくるとか、協議に積極的になられるきっかけみたいなものはありますか。

○廣川委員　容積率などのアップ率を上げるのは、点数制みたいになっています。これをやると何点になっていて、素人でも大体計算できます。もっと具体的になると、これとこれをやると容積率の緩和がこうだとかいろいろあるので、前よりはさじかげんではなくなっています。それ以上は僕にもわかりません。

○西山会長　ほかにございませんか。

○小澤委員　今の話に補足させていただきますが、もう少しこのケースに踏み込んだ話をさせていただきます。

まず、今のやり方と裁量では、こういった高さのものが建つというところはコントロールできないところが正直あります。それは、都市計画や容積率の高さで決まってくるボリュームがあって、事業を成立させるためにこういったものになるというところを今の仕組みではなかなかとめることができません。

それでは、今何ができるかという、話題になりますのは、こういったボリュームのものが建って、上部がかなり目立ちますので、反射を含めて材料の色のコントロールをして、遠くから見たときにも気にならないものにするということです。

それから、先ほど私は緑地と申し上げましたが、例えば、コの字型になったところにみどりがあって、あそこはかなり議論になりました。札幌の入口である線路沿いにみどりを設けることで、少しでも景観的によくなって、顔となるのではないか、しっかりとみどりをやってほしいという意見が出る反面、ではどういうみどりにするのか、その管理は誰がするのかということです。例えば、駅のそばですので、夜間などは安全性に問題がないかなどがありました。そういったところは、空中歩廊の関係を含めて、早く協議することでよりいい案が出てくるだろうと思いますし、その裁量はあると思いますが、先ほどから話題となっているように、事業的に成立させるためにこのボリュームが建つというのは、今のコントロールの仕方では実際に無理なので、その必要性があるということでしたら、より強力なメッセージとして都市計画のほうとしっかり連携しながらやっていく仕組みが必要だと思います。

○西山会長　皆さんの議論はまさにそのとおりですが、私が思うのは、計画の分野の人間なので、このままこんなものが建ち続けていったらどんな札幌の景観になってしまうのかということから目を背けてはいけないと思います。それを事前に予測できるのが科学なわけだから、それをせずに、仕方がないと言い続けていたらだめだと思います。

例えば、アメリカなどは、1970年代ぐらいに、こんなことをやっていたらうちの都市は魅力がなくなってしまう、よそとの競争に負けてしまう、だからうちはと言っていました。行政にお金はないので、民間が魅力的なものを建てられるような制度設計を独自に条例とかをつくってやりました。それは、国が定めているようなルールだけではなく

て、札幌が目指すもののために制度をつくっていくということをかなり本気になってやらないといけません。だから景観行政だけでできるわけではなくて都市計画とやるということとをどこかで始めなかったら地獄絵が来るということを私としてはとりあえず言わざるを得ません。看過はできないということです。見過ごしたら、それで終わりだと思います。

ここで答えなんて出るわけがありませんが、そういうことが刻々と進んでいるということをもまずは景観審議会として理解して、それについてはどうすべきか、市民目線からも考えなければいけないし、世界的にも先端的な手法を用いないとだめだと思いますから、そういうことを今後は議論していくべきだろうと皆さんのお話を伺って感じました。

この案件は報告事項ということですので、これで閉じさせてください。

最後に、報告事項の2点目、篠路駅周辺地区における都市計画の決定・変更についてです。お願いします。

○事務局（景観係長） 続きまして、報告事項の2件目になります。

まず、画面にて、こちらの情報提供に至る経緯についてご説明したいと思います。

その後、細かい事業内容については、報告資料1を配っていますので、そちらでご説明したいと思います。

篠路駅周辺地区について、鉄道の連続立体交差事業と土地区画整理事業、周辺の道路整備を柱としたまちづくりを実現するために検討が進められておりました。

鉄道の連続立体交差に伴い、篠路駅舎の形状が変わるため、篠路駅東口の駅前広場について、新たな駅舎の形状に合わせた区域の変更をすることにいたしました。

変更する駅前広場の区域内には、現在、民間所有の札幌軟石造の倉庫が3棟存在している状況にあります。

これらの事業を進めるに当たっては、都市計画法に基づく都市計画の決定変更が必要となりまして、点線枠にありますとおり、平成29年11月20日に都市計画審議会へ事前説明が行われました。その後、平成29年12月14日から28日の2週間にかけて、都市計画変更案の縦覧が行われました。このときに、札幌市への意見書の提出が、倉庫の存置や移転などを求める意見を含めて15通ございました。その後、平成30年1月23日の都市計画審議会に諮問されたときに、本件について、景観審議会へ情報提供を行うことを確認したことから、本日、この場でご報告するものです。

なお、本件に関する都市計画の内容については、平成30年3月5日に都市計画の決定の告示が行われております。

では、事業の内容につきましては、報告資料の書面をもってご説明したいと思います。

事業内容につきましては、都市計画審議会において配付された参考資料を抜粋したものであります。報告資料1に基づき、説明させていただきます。

篠路駅周辺地区における都市計画の決定変更につきましては、1ページ目に示しておりますように、都市計画道路の変更、都市高速鉄道の変更、土地区画整理事業の決定の複数の内容を含んでおりますので、今回関係する篠路駅東口の青色で示しております一部区域

の変更、及び、薄い緑色で示しております東口土地区画整理事業の新規決定について、2ページ目からご説明いたします。

図3に示しております3・4・147篠路駅西通、及び、3・4・197篠路駅東通の駅前広場につきましては、現在、既存駅に合わせた都市計画区域になっておりますが、鉄道の連続立体交差に伴い、駅舎の形状が変わることから、新たな駅舎の形状に合わせ、青色の区域から橙色の区域に変更を行います。この橙色の区域にあります建物3棟が軟石倉庫となります。

また、右下の図7に示します青色の点線で囲われた区域が篠路駅東口エリアにおける脆弱な社会基盤施設の整備や交通結節点としての機能強化等の面的整備を行うため、篠路駅東口土地区画整理事業を決定する区域となります。

3ページ目の図8は、土地区画整理事業設計図（案）となっております。

それから、4ページ目からは、別資料として倉庫等の写真を示しております。

航空写真の右側に駅の下に逆コの字で配置されている灰色の屋根の3棟が倉庫となります。

この下の写真につきましては、篠路駅を背にして撮った倉庫3の写真です。

それから、5ページ目の写真は、現在の篠路駅の駅舎となっております。

また、今後の事業全体のスケジュールを参考資料としてつけてございます。

最後になりますが、都市計画審議会の場におきましては、事業部局から、札幌市においても地域資源として軟石倉庫が魅力的であるという地域意見があることは認識しておりますが、倉庫の今後については、現倉庫所有者の意向を尊重する必要があり、また、存置や移転には、利用用途や経費負担などさまざまな課題があると考えています。

倉庫の今後について、地域の方々とともに検討し、篠路のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますということが一つと、また、今回の都市計画決定においては、駅前広場の区域を決定するものであり、詳細なレイアウトや利活用に向けた適正なルールづくりなどについては、関係機関や地域の方々のご意見も伺いながら、今後整理してまいりますと回答しております。

また、事業部局では、この間、地域の方々と引き続き協議してございまして、今後も協議を行う予定と聞いております。

報告内容としては以上となります。

○西山会長 篠路駅というのが、札幌のまちの中でどのような場所にあって、どのような雰囲気のところであって、周辺の住宅地であったり、商業地がどれぐらい離れているかなどは皆様もご存じだと思います。そういう中で、駅前の土地区画整理を伴う開発というのがどんなものであってほしいとか、あるべきなのかというような議論の上に立って、例えば、軟石の倉庫が重要な資源として生かせるようなものなのか、それとも持ち主の方の経済的合理性に従ってするほうがいいようなものなのかなど、考え方に非常に幅がある中で、我々は景観審議会ですから、景観資源として、軟石の倉庫だけでなく、この地域の景

観がどうなっていったらいいのかということのを想像したりする中で、もし御意見があれば出していただいて、事業部局等にもお伝えするというスタンスで、ご自由にご意見をお願いいたします。

○八木委員 今年「北海道150年」と言われていますが、150年というのは、つまり札幌の開拓の歴史です。札幌軟石というのは非常に重要な歴史的建材としますので、札幌軟石の建物を壊すことは、持ち主の意向では仕方がないこととされてしまいますが、先ほど西山会長もおっしゃっていたように、市内でもどんどん取り壊されていっていますので、ぜひ保存の方向で議論を重ねていって、持ち主の方に対しても、二者択一というよりは保存を念頭において話し合っただけならありがたいと思います。

○西山会長 そのご意見は、ぜひお伝えお願いいたします。

ほかにございませんか。

○石塚委員 今回、駅前の土地地区画整理事業で、まちが変わっていくタイミングになるわけですが、まちが変わる中で歴史的資源をどう位置付けていくのかということは、札幌の中でも重要なケースになるのではないかと考えています。

というのは、今、話題になっているのは民間の倉庫ですね。ですから、倉庫として残し続けるというのは、所有者の倉庫業としての考え方はあると思いますが、駅前の整備がされる中で、倉庫という機能から新しい地域機能として歴史的資源を生かしながらまちづくりの中に命を与えていくという道筋を考えるいいチャンスだという気がします。

ですから、広場の中とか隣接する緑地の中とか、地域の歴史を感じられる公共空間の整備に、そして、用途的にも、倉庫からその地区にふさわしい用途に転換していくという取り組みが必要なのではないかとこの感じがします。

それに対しては、費用負担をどうするのかとか、その活用主体がどこになるのかという課題はあるにしても、先ほど八木委員がおっしゃられたように、札幌の中では少なく残された資源でありますし、それをまちづくりの中で活用していくいいチャンスでありますので、札幌市としても、いろいろな部局が協力して保全活用に積極的に取り組まれることを期待したいと思います。

○西山会長 ほかにございませんか。

○小澤委員 皆様方と共有しておきたいと思いますが、これは、いわゆる歴史的建造物で、地域の歴史資源ということですが、いわゆるAクラスの歴史的建造物は、文化財課でやっておりまして、あちらに審議会があり、いろいろな議論をして、札幌市の歴史的資産を残そうということになります。ただ、Aクラスではないものがそこから全部抜け落ちていきます。Aクラスのものは、文化財課は都市計画のほうにあるわけではありませぬので、例えば重要な絵画や彫刻など単体の文化財と同列に扱われているので、まちづくりの中でという視点が結構弱いです。

例えば、篠路の倉庫は、向こうでは恐らく把握されていないと思います。私もこの審議会に参加していますが、範疇外に置かれています。では、どこが使えるかということ、多分

ここしかないと思います。ですから、我々のほうでああいったものを積極的に評価して、本当に仕掛けていくということをしないと、何のフィルターもかからないままずっと消えていくことになります。

今回、こういった形でこれが話題になったのは大事なことですので、力を入れてやっていくべきことかなと思っています。

○西山会長 今、3人の委員から、基本は保存すべき、それから、新しいまちの中での新たな現代的な用途がしっかりと組み込まれていくべきだと意見がありました。要するに、持ち主の用途としての合理性に依存するのではなくて、もっと積極的な存在価値というものを見出して、まちづくりの資源としてやっていくべきであって、しかもそれは、文化財部局などに委ねるものでもなく、まさに景観というものでやっていくべきである。ここから発議していったいいのではないかというご意見だったと思います。逆に、反対というか、それに対する別の角度のご意見がもしあれば伺い、ないようでしたら、審議会として事業部局に対して一定の意見をまとめて出すということもあるかなと思っています。

数の論理はいけませんので、別の視点などがあればお願いします。

○斉藤委員 これこそ、先ほど議論した活用促進景観資源ではないですか。こういうところから光を当てるべきだと思います。

3棟の軟石倉庫だけではなくて、篠路全体を見ると、後ろに神社もありますし、ちょっと離れると森があったり、そういうところから篠路というまちに光を当てるチャンスだと思います。そういったことで、ぜひ生かしていただきたいと思います。

○西山会長 私も最後に同じようなことを言いたかったのは、先ほどのご提案の活用促進景観資源というのが周知啓発的なところに偏り過ぎていて、本来は、まさにさきほど、小澤委員がおっしゃったように、これまでの文化財なんかとは違う視点できちんと拾い上げておく重要さがあると思います。今回は後追いになりますが、本来はこういうものがあまねく拾い上げられていて、そして、何かが起きたときには、ちゃんと位置付けられたものについて考えることができますし、先手を打つことは非常に重要だと思います。そういう意味では、活用促進景観資源に関しては、政策的な意図をもう少し組み込んでいただけないかなと最後をお願いしようと思っていましたが、今、斉藤委員が言ってくださいましたので、私からも追加で意見を述べさせていただきました。

ほかにいかがでしょうか。

○廣川委員 札沼線はなくなると認識していますが、なくならないのですか。

○梅木委員 当別まではなりません。

○廣川委員 そんなのは誰が決めたのですか。採算が合わないではないですか。

○梅木委員 私は札沼線の住民ですが、電化しているところまではドル箱だと思います。そこから先が審議されている感じです。

○西山会長 ほかにございませぬか。

○岡本委員 言っておかなければだめかなと思うのは、残して景観促進活用資源として該

当するというのはよくわかるし、とてもいいことだと思う一方で、残すということは、管理しなければいけないし、メンテナンスしなければいけないし、特に、札幌軟石であれば、より手がかかったりお金がかかったりもするでしょうから、そこの運営から活用までのマネジメントも含めて、何かアイデアをくっつけた形でお伝えしないと、残せばいい、残せばいいとやっていくのはちょっと無責任だと思います。

景観として意味があるというのはとてもよくわかるし、それを議題に載せて議論していくのがこの場だと思いますが、そこだけを強調して、その後が続く後世にどういう影響が残るかというところをきちんと考えた上で、こんな方法、こんなアイデア、こんな手法があります、こんな支援策がありますというところもある程度整理してあげてからお伝えしないとまずいのではないかと考えています。

○西山会長 まさにそのとおりです。そういう中で、世の中、いろいろな活用の事例もたくさんあります。ここで、我々が全部のお膳立てをするというのは逆に難しいところがありますので、先ほど石塚委員がおっしゃったような意見を付していければと思います。また、岡本委員がおっしゃったような可能性については、現実的に行政の中で既にいろいろな検討がなされていると思います。

ですから、我々としては、新しいアイデアを出せばもっといいことですが、それよりも、景観審議会として、新しい活用の模索をぜひとも進めてほしいということでのいいのかなと思っています。それが無責任というよりも、あっちからも言われている、こっちからも言われている中で、審議会というのは非常に大きな力を持っているところですから、ここがそういうことをきちんと要望していくことが重要だと思います。それは、担当部局が迷っているときに、ある方向に進む大きな力になると思いますので、そういう形でいいのかなと思っておりました。岡本委員がおっしゃったように、無責任に今後もどんどん保存だと言って、かつての保存運動をやっているようなところのお尻をたたいていくような審議会にすべきではないと思います。

そういう意味では、改めて言うと、活用促進景観資源は、活用を促進するのであって、保存資源ではないということです。「活用することによって、結果残っていくようなポテンシャルを持つ資源をあらかじめ景観の視点から拾っておくべき」という理念が活用促進景観資源にちゃんとうたわれることが必要ではないかと私は思っております。

○沼田委員 景観を残すというか、倉庫そのものを残すという視点ですか。

○事務局（景観係長） 広場状のところは3棟あるという現状の中で、今現在も地元と協議中ですが、残す残せないということもずっと協議しながら、残すとしたらどういう残し方があるのかも含めて事業部局は地元と協議をしているということです。

○沼田委員 JRにもいろいろな事業分野があります。どうしてもこの建物を存続できない、あるいはメンテも含めて管理ができないといったときに、解決策の一つとして、JRの建物の中に軟石を利用するような景観づくりという方法もあるかと思います。まずは住民と協議するというのも必要ですが、それでも解決できないようなときに、JR側と協議

して、まちづくりとして活用するなどの活路を見いだせる方策もあるのではないかと思います。

○事務局（景観係長） 可能性としては、そういうことも含めて地元で協議してもらおうということを伝えられればいいと思います。

○西山会長 岩見沢駅のようなことをイメージしておっしゃっていると思いました。岩見沢は、古いレールを駅舎の部材に利用して賞をとったりもしています。今のJR北海道にそう言うことを考える余裕があるといいなと思いますが、それも方策の一つかもしれません。

ほかにございませんか。

○石塚委員 先ほど、岡本委員から、残せと言うだけではなく、その手法についてもということがありました。札幌市の文化財、景観資源として残すという視点もありますが、地域の景観資源としての位置付けが重要なのではないかと思います。つまり、地域の人たちが倉庫に対して愛着やその後の活用について積極的にかかわっていくという状況がどうやって生まれてくるのかというところが将来に渡って大切な視点だと思います。

そうしたときに、資金の面でも、行政から100%ではなくて、住民側からの資金調達も視野に入れた仕組みを考えていくこともあり得るのかなと思います。マッチングファンドという仕組みがありますが、地域で集めたお金・人に相当する額を行政が拠出するということです。市民が汗をかいた分、行政も同じ分の汗をかくという方法で必要な資金を調達するということです。また、活用アイデアについても、市民、企業に向けて、こういうものを残した際にどういう活用の仕方があるかの事業提案をもらうという方法もあるのではないかと思います。

行政が100%全てをカバーするという方法ではない方法も選択肢の一つかなと思います。

○西山会長 まさに官民協働ですね。パブリック・プライベート・パートナーシップの本質を石塚委員からご説明いただいたと思いますし、具体的な方法についてもご提案いただいたと思います。どうもありがとうございました。

本件につきましては、審議会として、ただ無責任な保存ということではなくて、大いに活用等を視野に入れた現実的な、しかも官民が協働した方策を模索してもらいたいというのを皆さんの一致した意見ということでご報告いただければと思います。

それでは、以上で本日の議事、報告は全て終了いたしました。最後に委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

本年度、最後ということもありますし、委員の方々は、私も含めて基本的には一度任期が切れます。きょうの議事の中で一つ申しわけないと思ったのは、石井委員から、三つの地区を設定してまちづくりをやっているけれども、それがどうなっているのかということに関するモニタリングなくして次のことをやってもいいのかというお話がありました。それは本当に大事で、私もそのことも最後に言えたらと思っていたのですが、まちづ

くりは、10年スパンぐらいでないとなかなか形にはならないと思います。そういう意味で、物理的には難しいと思います。ただ、その制度が動き出して、どんなことが起きているのかということについては、次回以降の審議会でも時々報告いただきながら、次の地区のことを考えるということになればと思います。

抱えるものがどんどん増えてはいきますが、それが景観づくりだと思いますので、それはこの審議会の宿命だと思って、事務局にも大変骨折りいただきながら、次年度以降の審議会も進めていただけたらと最後に会長としてお願いして終えたいと思います。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局（地域計画課長） 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容を確認いただいた上で、ホームページにて公開となります。

また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日は、今期最後の審議会となりますので、皆様のこれまでのご尽力に対し、札幌市まちづくり政策局都市計画部長の阿部より、お礼のご挨拶を申し上げます。

○阿部都市計画部長 本日は、長時間にわたり、熱心なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

きょうは最後ということもありますので、局長の中田がご挨拶させていただく予定でしたが、前の会議の関係もあり、出席できませんでしたので、代理として私からご挨拶申し上げます。

皆様には、この2年間、札幌市におけます景観行政にかかわり、この審議会においてご熱心にご議論いただいたということで、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

この2年間の中で皆様にかかわっていただいたこととして大変大きな節目としてあったのは、景観計画並びに条例の見直し作業でした。そういった中におきまして、景観やまちづくりが市民の皆様にとってどういったものであるべきかということを中心に、皆さんの中にそういったことに重きを置いていただいた中でご審議いただいたという経過がございます。

また、きょうの議題の中にもありましたが、新たな施設施策として、地域ごとにおける景観のまちづくりといった取り組みも進めていくことに当たって、この会議の中でいろいろご意見をいただいたところであります。

本日ご議論いただいた宮の沢中央地区の景観まちづくりにつきましてはこれから始まっていくという状況ですが、皆様にしっかりとお伝えできなかった部分もございますし、また、我々としても、まだまだ深く考えていかなければならないということもございますので、これからまたそういったことを再整理して、しっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

皆様におきましては、これからも、多々、さまざまな場面でお世話になる場面があるかと思いますが、我々としましては、来年度以降におきまして、いただきました貴重なご

意見を生かしながら取り組んでいきたいと考えてございます。

本日、ご出席いただいた皆様の中には、引き続きお願いする委員もいらっしゃいますけれども、そういった皆様には改めてご挨拶申し上げますが、これまで2年間、本当にご尽力いただきまして、ありがとうございました。

簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

4. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成29年度第3回札幌市景観審議会を終了いたします。

皆様、これまで本当にありがとうございました。

以 上

平成29年度第3回札幌市景観審議会出席者

委員（15名出席）

石塚 雅明	(株) 石塚計画デザイン事務所 顧問
梅木あゆみ	(有) コテージガーデン 代表取締役
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	(株) キタバ・ランドスケープ 代表取締役
奈良 顕子	(有) 奈良建築環境設計室 室長
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
早川 陽子	(一社) 北海道建築士会 情報委員会副委員長 (早川陽子設計室 主宰)
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 (株) にしりん、(株) 4丁目プラザ代表取締役社長)
八木由起子	(株) えんれいしゃ「北海道生活」編集長
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
石井 芳子	市民
田中富美子	市民
沼田 実	市民